十和田八幡平国立公園 (十和田八甲田地域)

公園区域及び公園計画変更書

[第4次点検] (環境省原案)

平成 年 月 日 環 境 省

目 次

第	1 公園区域の変更	2
1	変更理由	2
2	指定理由の変更内容	2
3	地域の概要の変更内容	<u></u>
第:	2 公園計画の変更	23
1	変更理由	133
	ア 面積内訳	14
2		
	(1) 施設計画	14
	ア 利用施設計画	14
	(ア) 集団施設地区	14
	(イ) 単独施設	24
	(ウ) 道路	25
	a 歩道	25
	(エ) 運輸施設	
3	参考事項	

第1 公園区域の変更

1 変更理由

今回の第4次点検において区域の変更は行わないが、「指定理由」及び「地域の概要」について、前回 点検(平成15年実施)時からの情勢変化等を踏まえた修正を行うものである。

2 指定理由の変更内容 指定理由を次のとおり変更する。

(表1:指定理由変更表)

変更後

十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、十和田湖、奥入瀬渓流、八甲田連峰からの「十和田八甲田地域」とその南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。昭和11年2月1日に十和田湖、八甲田連峰の原生的な自然環境、奥入瀬の渓流美を中核とした十和田八甲田地域が、わが国を代表する傑出した自然の風景地として十和田国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に多様な火山景観を中核とする八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称された。

本公園は、カルデラ湖、火山連峰、原生的な自然林及び峡谷を風景形式とし、火山活動に関わる景観要素(成層火山、火山性高原、カルデラ、溶岩流、火山現象、温泉等)、水に関わる景観要素(カルデラ湖等の湖沼、峡谷、高層湿原、池塘等)、その他の景観要素(原生的な自然林、高山植物群落、湯治場等の文化景観等)から構成される。なお、本公園のテーマを「みちのくの脊梁~原生林が彩る静謐の湖水、息づく火山と奥山の湯治場」とし、本公園の風致景観を保全し、適切な利用を推進するものである。

変更前

十和田八甲田地域は、カルデラ湖として知られる十和田湖、そこから 流れる奥入瀬渓流、南北八甲田火山群等から成る地域を公園区域とし、 その現況及び特性は概ね以下のとおりである。

3 地域の概要の変更内容 地域の概要を次のとおり変更する。

(表2:地域概要変更表)

変更後

(1) 景観の特性

ア地形、地質

十和田八甲田地域は、第三紀の末から第四紀の初めにかけて活発な変動をくり返していた那須火山帯の活動で、十和田火山、八甲田火山ができ、その後十和田火山の陥没、隆起のくり返しから十和田湖が形づくられ、八甲田火山の活動のくり返しが続いた結果、複雑な地形を有する八甲田連峰が形成されたものである。

十和田湖は、約3,000万年前に活動した火山の噴出物からなる地層を基盤とし、この基盤の上に約1,000万年前の礫層が湖の東側、子ノ口付近にみることができる。<u>さら</u>に湖の北北東約20キロメートルの地点から噴出したとみられる溶結凝灰岩が重なり、奥入瀬渓流に沿った断崖の地層を形づくっている。

その後、約 10 万年前に<u>今</u>の湖の中心あたりに安山岩質の火山が噴出、この時の爆発により火山体が崩壊・陥没し、今の十和田湖の原形ができた。つまり火山性の凹地、カルデラである。

さらに、湖の南東部に新しい火山ができ、それが爆発、崩壊、陥没 し中ノ湖ができた。御倉半島と中山火島はそのとき残った山脚部であ る。

さらにその後御倉半島の突端に御倉山が噴出し、現在の十和田湖となった。

十和田湖の湖面は標高 400 メートル、深さ 334 メートル、湖面積 59 平方キロメートルのほぼ正方形に近い形をしている。

湖岸線の延長は約44キロメートル、湖水の色は美しい青藍色で水の

変更前

(1) 景観の特性

ア 地形地質

十和田八甲田地域は、第三紀の末から第四紀の初めにかけて活発な変動をくり返していた那須火山帯の活動で、十和田火山、八甲田火山ができ、その後十和田火山の陥没、隆起のくり返しから十和田湖が形づくられ、八甲田火山の活動のくり返しが続いた結果、複雑な地形を有する南八甲田連峰、北八甲田連峰が形成されたものである。

十和田湖は、約3,000万年前に活動した火山の噴出物からなる地層を基盤とし、この基盤の上に約1,000万年<u>くらい</u>前の礫層が湖の東側、子ノ口付近にみることができる。<u>更</u>に湖の北北東約20キロメートルの地点から噴出したとみられる溶結凝灰岩が重なり、奥入瀬渓流に沿った断崖の地層を形づくっている。

その後、約10万年<u>ほど</u>前に<u>いま</u>の湖の中心あたりに安山岩質の火山が噴出、この時の爆発により火山体が崩壊・陥没し、今の十和田湖の 原形ができた。つまり火山性の凹地、カルデラである。

さらに、湖の南東部に新しい火山ができ、それが爆発、崩壊、陥没 し中ノ湖ができた。御倉半島と中山火島はそのとき残った山脚部であ る。

さらにその後御倉半島の突端に御倉山が噴出し、現在の十和田湖となった。

十和田湖の湖面は標高 400 メートル、深さ 334 メートル、湖面積 59 平方キロメートルのほぼ正方形にちかい形をしている。

湖岸線の延長は約44キロメートル、湖水の色は美しい青藍色でフォ

<u>色を示すフォーレル</u>の第3号にあたり、透明度は季節により変化があるが、 $10\sim20.5$ メートルである。

八甲田連峰は、八甲田大岳 (1,584.5 メートル)を主峰とする北八甲田、櫛ヶ峯 (1,516.6 メートル)を主峰とする南八甲田から成り、十和田湖の生成時期とほぼ同じ第三紀の末から第四紀の初めにかけて活動した八甲田火山によって形成されたもので、岩石は主として輝石安山岩から成り、一部に石英粗面岩が見られる。

これらの山岳は主としてコニーデ型(成層火山)の大岳、田茂萢岳、 硫黄岳、高田大岳、駒ヶ<u>峯</u>、櫛ヶ<u>峯</u>などと、トロイデ型(鐘状火山) の前岳、赤倉岳(南八甲田)、雛岳、乗鞍岳などに分けられる。

奥入瀬渓流は、火山活動の陥没によってできた十和田湖に水が溜まり、その量が次第に増加して凹地の壁を破って流れ出し川となったもので、子の口から焼山までの間約14キロメートル、高低差約200メートル、勾配70分の1の浸蝕されたU字型渓谷で、両岸の壁は溶結凝岩から成っている。奥入瀬渓流に入る黄瀬川渓谷には輝石安山岩、変朽安山岩、火山岩、火山砂の累層が露出し、火山形成の構造を物語っている。

城ヶ倉渓谷は櫛ヶ<u>峯</u>に源を発する荒川の上流にあり、石英粗面岩の 見事な柱状節理が見られる。

池沼としては、火口に水の溜まった大岳の鏡沼をはじめ、赤倉沼、横沼、地獄沼、黄瀬沼など、堰き止められてできたものとして蔦沼、月沼、赤沼(瑠璃沼)などのいわゆる蔦七沼があり、赤沼は水の色を示すフォーレル1号で、その藍色は我が国随一である。

温泉は、八甲田地区に城ヶ倉、酸ヶ湯、谷地、猿倉、蔦などがある。

 $-\nu\nu$ の第3号にあたり、透明度は季節により変化があるが、 $10\sim20.5$ メートルである。

八甲田連峰は、八甲田大岳 (1,584.5 メートル)を主峰とする<u>北八</u> 甲田連峰、櫛ヶ峰 (1,516.5 メートル)を主峰とする南八甲田連峰から成り、十和田湖の生成時期とほぼ同じ第三紀の末から第四紀の初めにかけて活動した八甲田火山によって形成されたもので、岩石は主として輝石安山岩から成り、一部に石英粗面岩が見られる。

これらの山岳は主としてコニーデ型(成層火山)の大岳、田茂萢岳、 硫黄岳、高田大岳、駒ヶ<u>峰</u>、櫛ヶ<u>峰</u>などと、トロイデ型(鐘状火山) の前岳、赤倉岳(南八甲田)、雛岳、乗鞍岳などに分けられる。

奥入瀬渓流は、火山活動の陥没によってできた十和田湖に水が溜まり、その量が次第に増加して凹地の壁を破って流れ出し川となったもので、子ノ口から焼山までの間約14キロメートル、高低差約200メートル、勾配70分の1の浸蝕されたU字型渓谷で、両岸の壁は溶結凝岩から成っている。奥入瀬渓流に入る黄瀬川渓谷には輝石安山岩、変朽安山岩、火山岩、火山砂の累層が露出し、火山形成の構造を物語っている。

城ヶ倉渓谷は櫛ヶ<u>峰</u>に源を発する荒川の上流にあり、石英粗面岩の 見事な柱状節理が見られる。

池沼としては、火口に水の溜まった大岳の鏡沼をはじめ、赤倉沼、横沼、地獄沼、黄瀬沼など、堰き止められてできたものとして蔦沼、月沼、赤沼(瑠璃沼)などのいわゆる蔦七沼があり、赤沼はフォーレル1号の水色で、その藍色は我が国随一である。

温泉は、八甲田地域に城ヶ倉、酸ヶ湯、谷地、猿倉、蔦などがある。

イ 植生・野生生物

十和田八甲田地域の植物相を大別すると、カエデ、ブナなどによって構成される標高約 900 メートルまでの落葉広葉樹林、ダケカンバ、アオモリトドマツによって構成される標高約 900 メートルから 1,400 メートルくらいまでの針広混交樹林帯と標高約 1,400 メートルから上の高山植物帯に分けられる。

八甲田大岳、井戸岳、赤倉岳などの高山植物帯、<u>北八甲田</u>中腹に生育するアオモリトドマツ、蔦温泉付近のブナの原生林はその代表的なものである。

このほか、南八甲田の稜線部に大谷地、黄瀬沼などの高層湿原が発達し、ホロムイソウ、ヤチスゲなどの湿原植物が生育する。

その生育状況、垂直分布状況から次のように分けられる。

(ア) 沢通り帯

湿った土地に生育し、標高 200 メートルくらいから沢沿いにかなり高いところまで生育する植物で、奥入瀬渓流、蔦川、黄瀬川、十和田湖の周辺など

- ※高木 ― シロヤナギ、サワグルミ、ケヤマハンノキ、ミズナラ、 カツラ、ハウチワカエデ、ベニイタヤ、トチノキなど
- ※低木 エゾアジサイ、タニウツギなど
- ※草本 ― リョウメンシダ、オシダ、ヤグルマソウ、アキタブキ、 エンレイソウなど

(イ) ブナ帯

標高約300メートルから約900メートルのブナによって代表される

イ 植生

十和田八甲田地域の植物相を大別すると、カエデ、ブナなどによって構成される標高 900 メートルくらいまでの落葉広葉樹林、ダケカンバ、アオモリトドマツによって構成される標高約 900 メートルから 1,400 メートルくらいまでの針広混交樹林帯と標高約 1,400 メートルから上の高山植物帯に分けられる。

八甲田大岳、井戸岳、赤倉岳などの高山植物帯、<u>八甲田連峰</u>中腹に 生育するアオモリトドマツ、蔦温泉付近のブナの原生林はその代表的 なものである。

このほか、南八甲田<u>連峰</u>の稜線部に大谷地、黄瀬沼などの高層湿原が発達し、ホロムイソウ、ヤチスゲなどの湿原植物が生育する。

その生育状況、垂直分布状況から次のように分けられる。

(ア) 沢通り帯

湿った土地に生育し、標高 200 メートルくらいから沢沿いにかなり 高いところまで生育する植物で、奥入瀬渓流、蔦川、黄瀬川、十和田 湖の周辺など

- ※高木 ― シロヤナギ、サワグルミ、ケヤマハンノキ、ミズナラ、カツラ、ハウチワカエデ、ベニイタヤ、トチノキなど
- ※低木 エゾアジサイ、タニウツギなど
- ※草本 ― リョウメンシダ、オシダ、ヤグルマソウ、アキタブキ、 エンレイソウなど

(イ) ブナ帯

標高約300メートルくらいから約900メートルくらいのブナによっ

地域で、蔦温泉、猿倉温泉、十和田湖の外輪山周辺など

※高木 一 ブナ、ミズナラ、ホオノキ、アオダモなど

※低木 — エゾユズリハ、オオバクロモジ、ノリウツギ、ハイイヌ ガヤなど

※草本 — シノブカグマ、ヤマソテツ、シラネアオイ、ツルリンド ウ、ユキザサなど

(ウ) 亜高山帯

標高約 900 メートルから約 1,300 メートルまでの針葉高木が生育する地帯で、さらにこれにダケカンバ、ブナなどが交じる針広混交樹林帯、アオモリトドマツによって代表される針葉樹林帯、池塘が含まれるスゲ類の多い湿地帯に分けられる。

(i) 針葉混交樹林帯

※高木 ― アオモリトドマツ、ブナ、ダケカンバなど

※低木 ― タムシバ、ツルシキミ、アカミノイヌツゲなど

※草本 ― シラネアオイ、サンカョウ、ミヤマカタバミ、ツルリンドウなど

(ii) 針葉樹林帯

※高木 ― アオモリトドマツ、コメツガなど

※低木 ― ミネヤナギ、ノリウツギ、ミネザクラ、ハクサンシャクナゲなど

※草本 ― ヤマソテツ、ミヤマメシダ、ミツバオオレン、ミヤマスミレなど

て代表される地域で、蔦温泉、猿倉温泉、十和田湖の外輪山周辺など

※高木 — ブナ、ミズナラ、ホオノキ、アオダモなど

※低木 — エゾユズリハ、オオバクロモジ、ノリウツギ、ハイイヌ ガヤなど

※草本 ― シノブカグマ、ヤマソテツ、シラネアオイ、ツルリンドウ、ユキザサなど

(ウ) 亜高山帯

標高約 900 メートル<u>くらい</u>から約 1,300 メートル<u>くらい</u>までの針葉 高木が生育する地帯で、さらにこれにダケカンバ、ブナなどが交じる 針広混交樹林帯、アオモリトドマツによって代表される針葉樹林帯、 池塘が含まれるスゲ類の多い湿地帯に分けられる。

(i) 針葉混交樹林帯

※高木 ― アオモリトドマツ、ブナ、ダケカンバなど

※低木 ― タムシバ、ツルシキミ、アカミノイヌツゲなど

※草本 ― シラネアオイ、サンカョウ、ミヤマカタバミ、ツルリンドウなど

(ii) 針葉樹林帯

※高木 - アオモリトドマツ、コメツガなど

※低木 ― ミネヤナギ、ノリウツギ、ミネザクラ、ハクサンシャクナゲなど

※草本 ― ヤマソテツ、ミヤマメシダ、ミツバオオレン、ミヤマスミレなど

(iii) 湿地帯

- ※水生植物 ― ツルコケモモ、ホロムイソウ、ヤチスゲ、ワタス ゲ、ミズバショウなど
- ※水中植物 ― ミズニラ、エゾヒツジグサ、ミツガシワ、ホソバ ノタマミクリなど

(エ) 高山帯

標高約1,400メートルから上の高山植物帯で、八甲田連峰の稜線、山頂部分で低木類と高山植物に分けられる。

- ※低木類 ハイマツ、ミヤマハンノキ、ダケカンバ、キャラボクなど
- ※高山植物 ― アオノツガザクラ、イワヒゲ、コケモモ、イワウメ、 イワギキョウ、ミヤマオダマキ、ミヤマキンバイ、 ムシトリスミレ、ウサギギク、ハクサンチドリ、シ ナノキンバイなど

ウ動物

この地域は、動物分布上重要な境界線であるブラキストン線(津軽 海峡を東西に走る)に近く南方系と北方系の動物が入り交じり、動物 の種類も多く興味のある地域となっている。

- ※哺乳類 ツキノワグマ、カモシカ、アナグマ、タヌキ、リスな ど
- ※鳥類 ― (高山) ホシガラス、イワツバメ、ハリオアマツバメなど (水辺) キセキレイ、カワガラス、オシドリ、カワウなど (低木帯) アオジ、ウグイス、ミソサザイ、メボソなど

(iii) 湿地帯

- ※水生植物 ― ツルコケモモ、ホロムイソウ、ヤチスゲ、ワタス ゲ、ミズバショウなど
- ※水中植物 ― ミズニラ、エゾヒツジグサ、ミツガシワ、ホソバ ノタマミクリなど

(工) 高山帯

標高約 1,400 メートル<u>くらい</u>から上の高山植物帯で、八甲田連峰の 稜線、山頂部分で低木類と高山植物に分けられる。

- ※低木類 ハイマツ、ミヤマハンノキ、ダケカンバ、キャラボクなど
- ※高山植物 ― アオノツガザクラ、イワヒゲ、コケモモ、イワウメ、 イワギキョウ、ミヤマオダマキ、ミヤマキンバイ、 ムシトリスミレ、ウサギギク、ハクサンチドリ、シ ナノキンバイなど

ウ動物

この地域は、動物分布上重要な境界線であるブラキストン線(津軽海峡を東西に走る)に近く南方系と北方系の動物が入り交じり、動物の種類も多く興味のある地域となっている。

- ※哺乳類 ツキノワグマ、カモシカ、アナグマ、タヌキ、リスな ど
- ※鳥類 (高山) ホシガラス、イワツバメ、ハリオアマツバメなど (水辺) キセキレイ、カワガラス、オシドリ、カワウなど (低木帯) アオジ、ウグイス、ミソサザイ、メボソなど

(高木帯) カケス、イカル、ベニヒワ、コジュウガラなど

(崖地) ハヤブサ、クマタカ、オオタカなど

※魚類 — (十和田湖) ヒメマス、コイ、フナなど (河川) イワナ、ヤマメなど

※その他 ― 爬虫類、両生類、甲殻類とも種類が多い。

ウ 自然現象

十和田八甲田地域は、標高 1200m~1500m 級の山座 19 座の八甲田連峰と、大型の二重カルデラ湖の十和田湖及び十和田湖より流下する奥入瀬渓流が景観の中核をなしている。酸ヶ湯、地獄沼、ふかし湯は、強酸性で、噴気、噴湯などの火山現象が活発である。

エ 文化景観

活発な火山活動を背景に、城ヶ倉、酸ヶ湯、谷地、猿倉、蔦などの温泉があり、保健、休養を兼ねた観光利用が盛んで、酸ヶ湯などは古くから湯治場として多くの利用者に親しまれてきた歴史があり、長期滞在型の利用の場として、独特の温泉風景を醸し出しており貴重な文化景観となっている。

また、十和田湖畔は、室町時代以前から修験者の修行場として知られ、江戸時代には南部藩の霊場として発展し、北東北の水神信仰に支えられてきた伝説と歴史のある十和田神社がある。また、十和田湖伝説として名前が語り継がれている南祖の坊は、熊野から十和田湖畔に来て、77日の荒行を積んでいた。南祖の坊は大蛇である八郎太郎に見入られて困っている美女に助けを求められたが、修行中である心は動かず、その後、彼女は田沢湖の主となった田鶴子であると言われてい

(高木帯) カケス、イカル、ベニヒワ、コジュウガ (崖地) ハヤブサ、クマタカ、オオタカなど

※魚類 — (十和田湖) ヒメマス、コイ、フナなど (河川) イワナ、ヤマメなど

※その他 ― 爬虫類、両生類、甲殻類とも種類が多い。

る。荒行を終えた南祖の坊は大蛇と対峙し、大蛇が逃げる際の血がついた所が赤くなったのが十和田湖の五色岩、南祖の坊が御袈裟衣を掛けた場所が占い場で、今もその景観は保たれている。また、大蛇が湖を作る際に十箇所から流れる水を止めたことから、十和田湖とも言われている。

(2) 利用の現況

十和田八甲田地域は、大型の二重カルデラの雄大な十和田湖、渓流美の奥入瀬渓流、樹氷と高山植物に飾られる八甲田連峰など、豊かな自然を存分に味わうことができる。また、登山道、自然探勝路が多く、登山口には駐車場、トイレ、園地等の施設が整備されており、登山、ハイキング、自然観察、風景探勝等を目的とした利用者が多い。城ヶ倉、酸ヶ陽、谷地、猿倉、蔦などでは温泉利用も盛んで、平成27年は、十和田八幡平国立公園には約200万人の利用者が訪れている。

また、十和田八甲田地域と八幡平地域を一体とした周遊利用や、国立公園外の周辺の主要な観光地(弘前、八戸)と併せた北東北を周遊する利用も少なくない。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

<u>本地域は、国有地 40,627ha、公有地 663ha、私有地 3,770ha の計</u> 45,060ha であり、公園全体に占める割合は国有地が大きい。

イ 人口及び産業

本地域に関係する各市町村の人口及び世帯数は、次の通りである。(平成27年国勢調査から引用)。国立公園とかかわりの深い産

(2) 社会経済的背景

ア 人口、産業等の概要

(ア)人口(公園昭和51年度)

青森県内は 1,043 人(青森市 43 人、十和田湖町 967 人、平賀町 33 人)、秋田県内は 312 人(鹿角市 6 人、小坂町 306 人)である。 ただし、シーズン中(5月~10月)は旅館、売店等の従業員で約 1,000 人増となる。

業としては温泉を利用した宿泊業や観光業が挙げられる。

県名	市町村名	世帯数 (戸)	人口(人)
青森県	青森市	118, 279	287, 622
	黒石市	11, 771	34, 293
	十和田市	25, 509	63, 454
	平川市	10, 130	32, 130
秋田県	鹿角市	11, 509	32, 057
	小坂町	2, 168	5, 342

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

種類	位置	重複面積	指定年月日
		(ha)	
水源かん養	青森県青森市地内	6, 729. 75	昭 36. 6. 28
	青森県黒石市地内	253. 96	昭 34. 1. 24
			他
	青森県十和田市地内	16, 469. 04	昭 36. 1. 31
			昭 46. 3. 12
	秋田県鹿角市地内	372. 85	昭 35. 2. 23
	秋田県鹿角郡小坂町	3, 248. 35	大 6.7.17
	地内		
土砂流出防備	青森県黒石市地内	813. 68	大 11. 5. 31
			他

(イ) 産業(公園関係事業を除く)

発電所 一 東北電力十和田発電所 31,000kw/H

" 蔦発電所 2,300kw/H

農林業 — 牧野 約 1,800ha

漁 業 一 十和田湖におけるヒメマス養魚事業

イ 各種地域指定 権利制限関係

- (ア) 文化財 特別名勝天然記念物、十和田湖及び奥入瀬渓流(昭 27. 3. 29)
- (イ) 鳥獣保護区 十和田 (大 9.8.7 及び昭 48.10.9)
- (ウ) 鉱区禁止地域 十和田 8324.5ha (昭和 39.5.29)

ウ 公園利用者数

年\県	青森県側	秋田県側					
48	2,327 千人	1,603 千人					
49	2, 455	1,500					
50	2,062	1, 496					
51	1, 938	1, 391					
52	2, 344	1, 297					

青森県と秋田県と統計で重なる分がある。

	青森県平川市地内	3, 131. 93	大 11.5.31
			他
	秋田県鹿角市地内	41. 20	平 9.6.13
土砂崩壊防備	青森県平川市地内	37. 49	昭 46. 3. 29
保健	青森県青森市地内	6, 065. 27	昭 57.1.9
	青森県黒石市地内	513. 63	大 11.5.31
			他
	青森県十和田市地内	6, 850. 19	昭 56. 9. 17
			昭 58. 12. 12
	青森県平川市地内	1, 266. 95	大 11.5.31
			他
	秋田県鹿角市地内	92. 39	平 6.10.6
	秋田県鹿角郡小坂町	2621. 62	昭 54.10.17
	地内		
風致	青森県十和田市地内	102. 66	明 30 年以前

(イ) 鳥獣保護区

(国指定)

種類	位置	重複面積	当初指定年月			
		(ha)	目			
十和田鳥獣保護	青森県青森市、十和	37, 674	大 9.8.7(狩			
区	田市、平川市、秋田	(うち特保	猟法)			
	県鹿角郡小坂町地内	19, 366)	昭 28. 10. 10			

(ウ) 史跡名勝天然記念物

国指定名勝	十和田湖及び	青森県十和田	昭 27. 3. 29
	奥入瀬渓流	市、秋田県鹿	
		角郡小坂町地	
		内	
国指定天然記	十和田湖及び	青森県十和田	昭 27. 3. 29
念物	奥入瀬渓流	市、秋田県鹿	
		角郡小坂町地	
		内	

※一覧は地域が明確に定められている史跡名勝天然記念物を記載している。この他に、「区域を定めない」特別天然記念物のカモシカ及び天然記念物のイヌワシ等が地域内で確認されている。

(エ) 鉱区禁止地域

種類	位置	重複面積	指定年月日
		(ha)	
鉱区禁止地域	青森県十和田市地内	8, 324. 5	昭 39.5.29

第2 公園計画の変更

1 変更理由

十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、十和田湖、奥入瀬渓流、八甲田連峰から構成される「十和田八甲田地域」と、その南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。昭和11年2月1日に十和田湖、八甲田連峰の原生的な自然環境、奥入瀬の渓流美を中核とした十和田八甲田地域が、わが国を代表する傑出した自然の風景地として十和田国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に多様な火山景観を中核とする八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称された。

本公園は、カルデラ湖、火山連峰、原生的な自然林及び峡谷を風景形式とし、火山活動に関わる景観要素(成層火山、火山性高原、カルデラ、溶岩流、火山現象、温泉等)、水に関わる景観要素(カルデラ湖等の湖沼、峡谷、高層湿原、池塘等)、その他の景観要素(原生的な自然林、高山植物群落、湯治場等の文化景観等)から構成される。本公園のテーマは「みちのくの脊梁~原生林が彩る静謐の湖水、息づく火山と奥山の湯治場」である。

今回の第4次点検においては、前回点検(平成15年実施)時からの現地の利用実態、社会情勢の変化等を勘案し、単独施設や歩道の追加等、必要な変更を行うものである。

ア 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表1:地域地区別土地所有面積総括表)

(単位:面積 ha、比率%)

	地域区分						特別	地域						普通地域合計			合計		海域公	普通地	合計	
	地種区分	特	別保護地	区	第	1 種特別均	也域	第2	2種特別均	也域	第3	種特別地			(陸域)		(陸域)			園地区	域(海	(海域)
	土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私		域)	
	土地所有別面積	9, 686	217	0	9, 634	120	8	7, 477	147	1,069	7, 313	149	1, 213	2, 568	13	1, 133	36, 678	646	3, 423	_	_	
	地種区分別面積						9, 762			8, 693			8, 675							_	_	
青	(比率)						(36.0)			(32.0)			(32.0)									
森	地域地区別面積		(9, 903								2	7, 130							_	_	
県	(比率)			(26.7)									(73. 3)									
	地域別面積											3	7, 033			3, 714			40, 747	_	_	_
	(比率)												(90.9)			(9.1)			(90.4)			(-)
	土地所有別面積	388	0	0	2,696	12	51	592	12	51	104	1	9	169	0	198	3, 949	17	347	_	_	
	地種区分別面積						2, 759			685			114							_	_	
秋	(比率)						(77.5)			(19.3)			(3.2)									
田	地域地区別面積			388									3, 558							_	_	
県	(比率)			(9.8)									(90. 2)									
	地域別面積												3, 946			367			4, 313	_	_	_
	(比率)												(91.5)			(8.5)			(9.6)			(-)
	土地所有別面積	10, 074	217	0	12, 330	132	59	8, 069	151	1, 158	7, 417	150	1, 222	2, 737	13	1, 331	40, 627	663	3,770	_	_	
	地種区分別面積					1	2, 521			9, 378			8, 789							_	_	
合	(比率)						(40.8)			(30.6)			(28.6)									
計	地域地区別面積		10	0, 291								3	0, 688							_	_	
	(比率)			(25. 1)		(74. 9)																
	地域別面積					40, 979										4, 081			45,060	_	_	_
	(比率)	(91. ((91.0)			(9.0)			(100.0)	(-)	(-)	(-)			
																		合計(陸	域・海域)			45, 060

				変	3	更	前							変	更	後					増	減
	地域地区			特別地域			普	合計	海普	合			特別地域			普	合計	海	普	合計	陸域	海域
		特	第	第	第	小	普通地域(陸域)	(陸域)	海域公園地区	- (毋	特	第	第	第	小	普通地域(陸域)	(陸域)	域	普通地域	計(海域	(B-A	(B'-A'
±: \(\pi \) + + \(\pi \)		/ I	<u> </u>	<u>-</u>	<u>=</u>	⇒ı	域(陸	(A)	地区域	域	I			= =====================================	⇒I	域 陸	(B)	公里	域(海)	
市町村名		保	種	種	種	計	域			A (保	種	種	種	計	域)		園地	域)	B		
																		区				
青森県	青森市	3, 181	442	2, 317	2, 264	8, 204	2,842	11,046	_		3, 181	442	2, 317	2, 264	8, 204	2, 842	11, 046	_	_	_	-	_
	黒石市	514	0	561	0	1,075	0	1,075			514	0	561	0	1,075	0	1, 075					
	十和田市	5, 087	9, 295	3, 815	6, 366	24, 563	478	25, 041			5, 087	9, 295	3, 815	6, 366	24, 563	478	25, 041					
	平川市	1, 121	25	2,000	45	3, 191	394	3, 585	-		1, 121	25	2,000	45	3, 191	394	3, 585	-	_	_	_	_
,	小計	9, 903	9, 762	8, 693	8, 675	37, 033	3, 714	40, 747			9, 903	9, 762	8, 693	8, 675	37, 033	3, 714	40, 747	_	_	_	_	_
秋田県	鹿角市	0	237	90	114	441	367	808	-		0	237	90	114	441	367	808	_	_	_	_	_
	鹿角郡 小坂町	388	2, 522	595	0	3, 505	0	3, 505	-		388	2, 522	595	0	3, 505	0	3, 505	-	_	_	-	_
,	小 計	388	2, 759	685	114	3, 946	367	4, 313		-	388	2, 759	685	114	3, 946	367	4, 313	-	_	_	_	_
,	合 計	10, 291	12, 521	9, 378	8, 789	40, 979	4, 081	45, 060		-	10, 291	12, 521	9, 378	8, 789	40, 979	4, 081	45, 060		_	_	_	_

2 事業計画

- (1) 施設計画
- ア 利用施設計画
 - (ア) 集団施設地区

酸ヶ湯温泉集団施設地区を、次のとおり変更(従来の整備計画区の区割りを削除)する。

(表3:集団施設地区表)

番	名称	区域	計画目標	整備計画	整備方針	面	積
号				区•基盤施		(ha	.)
				設			
1	酸ヶ湯	青森県青森市	本地区は、北八甲田の西麓に位	酸ヶ湯	当地区においては、湯治場としての雰囲気や地	;	38. 7
		内	置し、ブナやアオモリトドマツ等		獄沼、ふかし湯等の火山現象や湿原等の自然景観		
		国有林青森	の自然林に覆われるとともに、地		を損なわないように配慮しつつ、休憩利用にも対		
		森林管理署	獄沼をはじめ各所に温泉湧出や		応できる宿舎、浴場、食堂・売店、駐車場等の既		
		253 林班の一	噴気等の後火山現象が見られる		存施設を維持するとともに、北八甲田への登山口		
		涪	等優れた自然景観を呈している。		として、酸ヶ湯インフォメーションセンターの休		
			また、古くから湯治場として知ら		憩場所の充実や酸ヶ湯キャンプ場を再整備する。		
		青森県青森市	れており、国民保養温泉地にも指		また、隣接する東北大学高山植物実験所付帯の		
		大字荒川の	定されている。		植物園と連携を図ることで、利用面の充実を図		
		一部	利用形態は、温泉、登山、春ス		る。		
			キー等の他、青森鹿角線道路(車		なお、施設の整備に当たっては、酸ヶ湯インフ		
			道)沿いにあるため自動車利用者		オメーションセンターにおいて提供するサービ		
			による休憩も多い。		スの向上を図るための検討を行うとともに、展示		
			この恵まれた景観や良好なア		等の改修に併せて休憩場所の充実等の整備を行		
			クセスを活かし、八甲田地区の最		う。また、酸ヶ湯キャンプ場の再整備を行い、オ		
			大の利用拠点として、宿舎、野営		ートキャンプサイトの増設及びユニバーサルデ		

番	名称	区域	計画目標	整備計画	整	備方針				面	積
号				区•基盤施						(ha))
				設							
			場等を有機的に配置するよう計		ザ	インの	尊入を検討し、周囲	目の風致景観	見との調和		
			画するものとする。		に	配慮する	るとともに、多雪	及び寒冷地	対策を行		
			整備にあたっては、これらの良		う	0					
			好な自然景観の保全に留意する					国	公	私	1
			とともに、湯治場としての雰囲気					37. 9	0.6		0.2
			を保持しつつ、宿舎等を適切に維							3	38. 7
			持管理し、また、公園利用者の自		面	積	計				
			然とのふれあいを充実に配慮す								
			る。								

休屋集団施設地区を、次のとおり変更(従来の整備計画区の区割りを削除)する。

(表4:集団施設地区表)

番	名称	区域	計画目標	整備計画	整備方針			面	積
号				区•基盤施				(ha	a)
				設					
2	休屋	青森県十和田市内	青森、秋田両県にまたがる十和	休屋	当地区においては環境省所	所管地が多 [。]	く、南部側		42.4
		国有林三八上北	田湖畔南部の中山半島の基部に		に位置するビジターセンタ	ーや遊覧船	ì発着地点		
		森林管理署	位置する平坦な扇状地で、周囲は		を中心地に引き続き自然と	のふれあい	の充実を		
		66 林班の一部	ブナを主とする落葉広葉樹の自		図るとともに、遊覧船発着場	島所の前面に	位置する		
			然林となっている。		園地においては、利用者が体	べ憩できるよ	うに再整		
		青森県十和田市字	旅館、売店等が集中し、博物展		備する。地区内においても	利用状況を闘	沓まえて、		
		奥瀬の一部	示施設、駐車場、園地等が整備さ		歩道、看板、便所について再整備する。				
			れ、バス、遊覧船の発着地点にも		また、北部は御前ヶ浜、十	和田神社等	の興味地		
		秋田県鹿角郡小坂	なっている。		点の入口にあたるため既存の駐車場を維持する				
		町内	今後も、十和田湖畔の利用拠点		とともに、駐車場の周辺には多目的な利用に対応				
		国有林米代東部	として、また、十和田八甲田地域		できるよう、芝生広場等の整備を検討する。				
		森林管理署	の利用拠点としての取り組みを		なお、神社参道沿いの杉並	大は可能な	、限り保存		
		3081 林班の一部	進める場所として、宿舎、園地、		し、周囲を含めて自然景観の維持に努める。				
			博物展示施設、駐車場、運輸施設		施設の整備に当たっては、	ユニバーサ	ールデザイ		
		秋田県鹿角郡小坂	等を中心に計画し、近年盛んとな		ンの導入を検討し、周囲の風致景観との調和に配				
		町字十和田湖の	っているガイドツアーなどの体		慮するとともに、多雪及び	寒冷地対策	を行う。		
		一部	験型観光にも対応できるように						
			する。			国	公	Ī	私
					面 積 計	29. 9	0.0		12.5
									42.4

生出集団施設地区を、次のとおり変更(従来の整備計画区の区割りを削除)する。

(表5:集団施設地区表)

番	名称	区域	計画目標	整備計画	整備方針			面	積
号				区•基盤施				(ha)
				設					
3	生出	秋田県鹿角郡	本地区は、十和田湖の南西岸に	生出	十和田湖への導入部として	て、また湖畔	探勝のた		18. 7
		小坂町内	位置する湖岸に沿った細長い平		めの基地として、既存の野営	場を維持す	るととも		
		国有林米代	坦地で、ブナ、トチノキ等の自然		に、園地の整備を検討する。				
		東部森林管	林で覆われ、南八甲田等の展望に	われ、南八甲田等の展望に 施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザイ					
		理署	優れている。		ンの導入を検討し、周囲の風致景観との調和に配				
		3082 林班の	また、青森鹿角線道路(車道)		慮するとともに、多雪及び乳	寒冷地対策を	行う。		
		一部	により青森市、小坂町等と結ばれ						
			ている。			国	公	禾	4
		秋田県鹿角郡	この恵まれた景観や良好なア			18. 7	0.0		0.0
		小坂町字十	クセスを活かし、十和田湖畔の自		五 待 卦				18. 7
		和田湖の一	然探勝、保養の基地として計画す	面積計					
		部。	るものとする。						

(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表6:単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
65	駐車場	青森県十和田市 (子の口)	奥入瀬渓流の探勝利用の拠点として整備する。

(ウ) 道路

a 歩道

次の歩道を追加する。

(表7:道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要	整備方針
			経過地	
29	自籠岩線道路	起点-青森県十和田市(休屋集団施設地区)		休屋集団施設地区を起点として十和田湖中山半島自籠岩までの探勝歩道として整備する。
		終点-青森県十和田市(自籠岩)		
30	わんぱく線道路	起点-青森県十和田市(休屋)		十和田湖中湖方面までの探勝歩道として整備する。
		終点-青森県十和田市(十和田湖中湖東方)		
		終点-青森県十和田市(十和田湖中湖西方)		

次の歩道を削除する。

(表8:道路(歩道)削除表)

番号	路線名	区間	主要	告示年月日	理 由
			経過地		
7	駒ヶ峰線	起点-青森県十和田市(猿倉温泉・歩道分岐点)	駒ヶ峰	昭和 55 年 3 月 14 日	整備及び維持管理の見込みが無いため。
		終点-青森県十和田市(駒ヶ峰南方・歩道合流点)			
20	元山峠線	起点-秋田県鹿角郡小坂町(銀山)		平成 12 年 10 月 19 日	整備及び維持管理の見込みが無いため。
		終点-秋田県鹿角郡小坂町(元山峠·歩道合流点)			

次の歩道を次のとおり変更する。

(表9:道路(歩道)表)

	現行						理由			
番号	路線名	区間	主要	告示日	番号	路線名	区間	主要	整備方針	
			経過地					経過地		
8	南八甲田縦走	起点-青森県十和田市(猿倉温泉)	黄瀬萢、大	昭和 62 年	8	南八甲田縦走	起点-青森県十和田市(猿倉温泉)	黄瀬萢	南八甲田連峰	整備及び維持管
	線	終点-青森県平川市(櫛ヶ峰)	谷地	3月30日		線	終点-青森県平川市(櫛ヶ峰)		登山の主要ルー	理の見込みが無い
		終点一青森県平川市(御鼻部山)							トとして整備す	ため。
									る。	

(エ) 運輸施設

次の運輸施設を次のとおり変更する。

(表 10:運輸施設変更表)

		現行					新規			理由
番号	路線名	区間	主要	告示日	番号	路線名	区間	主要	整備方針	
			経過地					経過地		
5	十和田湖線(船	起点-青森県十和田市(休屋集団施設地区)	生出	昭和 55 年	5	十和田湖線(船	起点-青森県十和田市(休屋集団施設地区)		休屋集団施設	使用していない
	舶運送施設)	終点-青森県十和田市(休屋集団施設地区)		3月14日		舶運送施設)	終点-青森県十和田市(休屋集団施設地区)		地区を起点とし	航路を削除するも
		終点-青森県十和田市(宇樽部)					終点-青森県十和田市(宇樽部)		て、各区間の連	\mathcal{O}_{\circ}
		終点-青森県十和田市 (子の口)					終点-青森県十和田市(子の口)		絡及び湖上探勝	
		終点-秋田県鹿角郡小坂町(大川岱)					終点-秋田県鹿角郡小坂町(大川岱)		ルートとする。	

3 参考事項

参考事項を次のとおり変更する。

(表 11:参考事項変更表)

変更前	変更後
(2)過去の経緯	(2) 過去の経緯
昭和11年2月1日 公園区域の指定	昭和11年2月1日 公園区域の指定(十和田八甲田地域)の指定(十和田国立公園)
昭和 13 年 12 月 17 日 特別地域の指定	昭和 13 年 12 月 17 日 特別地域の指定
昭和28年8月3日 特別地域の変更(田代岱等の追加)	昭和 28 年 8 月 3 日 特別地域の変更(田代岱等の追加)
昭和31年7月10日 八幡平地域の公園区域の拡張	昭和31年7月10日 八幡平地域の公園区域の拡張及び改称(十和田八幡平国立公園)
特別地域の変更	特別地域の変更
昭和 42 年 3 月 23 日 特別保護地区の指定(十和田地域)	昭和 42 年 3 月 23 日 特別保護地区の指定(十和田地域)
昭和43年5月1日 特別保護地区の指定(八幡平地域)	昭和 43 年 5 月 1 日 特別保護地区の指定(八幡平地域)
昭和55年3月14日 十和田・八甲田地域の公園区域及び公園計画の変更(再検討)	昭和 55 年 3 月 14 日 十和田・八甲田地域の公園区域及び公園計画の変更(再検討)
昭和62年3月30日 十和田・八甲田地域の公園計画の一部変更(点検1)	昭和 62 年 3 月 30 日 十和田・八甲田地域の公園計画の一部変更(点検 1)
平成2年8月18日 公園計画の一部変更(東北自然歩道線道路(歩道)	平成2年8月18日 公園計画の一部変更(東北自然歩道線道路(歩道))
平成2年12月1日 車馬等の乗入れ規制地域の指定(八甲田山、岩手山、秋田駒ヶ岳)	平成2年12月1日 車馬等の乗入れ規制地域の指定(八甲田山、岩手山、秋田駒ヶ岳)
平成8年7月31日 十和田・八甲田地域の公園計画の一部変更(点検2)	平成8年7月31日 十和田・八甲田地域の公園計画の一部変更(点検2)
平成9年8月14日 十和田・八甲田地域の特別保護地区の追加(点検2)	平成9年8月14日 十和田・八甲田地域の特別保護地区の追加(点検2)
特別地域の変更	特別地域の変更
	平成 15 年 3 月 31 日 十和田・八甲田地域の公園計画の一部変更(点検 3)
	平成 28 年 2 月 22 日 八幡平地域の公園計画の変更(再検討)